

『立正安国論』の一考察

——遺文中に見る『立正安国論』表記を中心として——

古 河 良 啓

一、はじめに

現在、『昭和定本日蓮聖人遺文』^①の正篇である第一巻・第二巻を通覧すると、遺文番号「二四」と遺文番号「二九七」とに、『立正安国論』という同一書名の著述が収録されていることが確認できる。

前書は千葉県中山法華経寺に真蹟が現存し、本文三十五紙に奥書十五行が加えられた全三十六紙からなる。その奥書に「文永六年^識十二月八日写之」とあることから、本書は文永六年十二月八日に聖人自身が『立正安国論』の正本をもとに書写されたものであることが知られる。

一方、後書は京都本圀寺に真蹟が現存し、全二十四紙からなる。その系年については諸説があるが、『定本遺文』では建治・弘安の交に系けている。

ところで、法華経寺所蔵の『立正安国論』は、第二十四紙が伝来の過程において欠損したため、同寺第十四世功德院日通が慶長六年（一六〇一）十一月に、身延山久遠寺所蔵の『立正安国論』を書写し補ったことが知られる。^②この久遠寺所蔵の『立正安国論』は、明治八年（一八七五）の身延山の大火により焼失しているが、久遠寺第二十一世寂照院日乾の『日乾目錄』から、聖人直筆の『立正安国論』であったことが推察されている。

以上のことから、『立正安国論』の真蹟は、身延曾存本を含めた合計三本の存在が確認され、聖人がその生涯の中で少なくとも三度に亘って『立正安国論』を浄書されたことが伺えるのである。同一書名の遺文という視点から聖人遺文を披見すると、『一代五時図』および『一代五時鶏図』を除いては他に見当たらず、『立正安国論』が聖人の中で特別な位置付けにあることが拝察される。

そこでこのような関心からあらためて『定本遺文』を見ていくと、『立正安国論』以降の著述において、その本文中にしばしば『立正安国論』の書名が記載されていることを知ることができる。聖人が他の遺文において、特定の遺文の書名を挙げて言及を加える例は類を見ることとがなく、先に述べた『立正安国論』の再三に亘る浄書と併せて考えた時、そこには聖人が『立正安国論』をして、自身の信仰や思想を表現していた意図があることを推察しうるのである。

よって本稿では、『定本遺文』に収録される遺文から『立正安国論』の書名が引用される箇所を列挙し、その文中において、聖人がどのような視点で『立正安国論』の書名を取りあげているかを確認することで、聖人における『立正安国論』の位置付けを遺文に尋ねていきたい。

二、日蓮聖人遺文に見る『立正安国論』の検討

(一) 聖人遺文中に見られる『立正安国論』の表記について

日蓮聖人遺文において、『立正安国論』の書名が明確に挙げられる箇所を確認すると、次の十二遺文に注目することができる。なお(八)の『種種御振舞御書』は

二箇所とその記載が確認できることから、合計十二遺文十三箇所となる。

遺文番号	書名	述作年	分類	『定本遺文』頁数
(一)	『安国論副状』	文永五年	曾存	四二二頁
(二)	『安国論御勸由來』	文永五年	真蹟	四二二頁
(三)	『故最明寺入道見參御書』	文永六年	真蹟	四五六頁
(四)	『開目抄』	文永九年	曾存	六〇一頁
(五)	『安国論送状』	文永九年	真蹟	六四八頁
(六)	『波木井三郎殿御返事』	文永十年	興師写本	七四七頁
(七)	『法蓮鈔』	建治元年	曾存	九五四頁
(八)	『種種御振舞御書』	建治元年	曾存	九五九・九七五頁
(九)	『撰時抄』			

建治元年 真蹟 一〇五三頁
〔十〕三〇七 『本尊問答鈔』

弘安元年 興師写本 一五八二頁
〔十一〕三四五 『瀧泉寺申状』

弘安二年 真蹟 一六七八頁
〔十二〕三九三 『智妙房御返事』

弘安三年 真蹟 一八二六頁

(2) 『立正安国論』表記についての検討

① 「雖^モ未^ダ入^ラ見^ニ參^ル触^レ事^ニ奉^ル書^ハ常^ニ習^ル候^ニ歟。抑^モ正嘉元年^{〔大蔵〕}八月二十三日戌亥尅大地震日連引^ニ諸^ノ經^ヲ勸^ル之^ヲ念^ル仏宗^ヲ与^テ禪宗^ヲ等有^ル御^ノ婦^ノ依^ル之^ニ故^ニ日本^ノ国^ノ中^ノ守^ル護^ス諸^ノ大^ノ善^ノ神^ヲ依^テ志^ヲ所^レ起^ス災^也。若^シ無^ク御^ノ対^シ治^ス者^ハ他^ノ国^ニ可^キ被^レ破^ラ此^ノ国^ヲ惡^シ瑞^キ之^ヲ由^テ勘^文一^ヲ通^シ撰^ル之^ヲ号^シ立^ス正^ス安^ス国^ノ論^ト正^元二年^{〔大蔵〕}庚申七月十六日令^テ付^テ宿^ノ屋^ノ入^道故^ニ最^ニ明^ニ寺^ノ入^道殿^ノ進^中覽^{之上}」

『安国論副状』(『定本遺文』四二二頁)

② 「日^ノ連^見世^ノ間^ノ体^ヲ粗^ル勘^ニ一切^ノ経^ヲ御^ノ祈^テ請^フ無^ク驗^シ還^テ増^シ長^ス凶^ニ惡^ニ之^ヲ由^テ道^ノ理^ヲ文^ヲ証^シ得^ル之^ヲ了^ス。終^ニ無^ク止^ム造^リ作^シ勘^文一通^ヲ其^ノ名^ヲ号^シ立^ス正^ス安^ス国^ノ論^ト。文^ノ応^元元年^{〔庚申〕}七月十

六日^{〔辰付〕}屋^ノ野^ノ入^道奏^ニ進^シテ古^ノ最^ノ明^ノ寺^ノ入^道殿^ニ了^ス。此^レ偏^ニ爲^レ報^セ國^ノ土^ノ恩^也」

『安国論御勘由來』(『定本遺文』四二二頁)

③ 「日本^ノ国^ノ中^ノ爲^シ令^テ捨^テ旧^ノ寺^ノ御^ノ皈^レ依^ル爲^シ天^ノ魔^ノ所^ノ爲^ス之^ヲ由^テ故^ニ最^ノ明^ノ寺^ノ入^道殿^ニ見^テ參^シ之^ヲ時^ヲ申^レ之^ヲ。又^シ立^ス正^ス安^ス国^ノ論^ヲ拳^レ之^ヲ惣^テ日本^ノ国^ノ中^ノ禪^ノ宗^ヲ念^ル仏^ノ宗^ト」

『故最明寺入道見參御書』(『定本遺文』四五六頁)

④ 「又^シ守^ル護^ス神^ニ此^ノ国^ヲを^シす^ツる^ヲゆ^ヘに現^ニ罰^ナき^カ。謗^ル法^ノの世^ヲを^シば守^ル護^ス神^ニす^ツて去^リ諸^ノ天^ヲま^ほる^ベから^ズ。か^るがゆ^ヘに正^ノ法^ヲを^シ行^フもの^ニし^ルし^なし。還^テ大^ノ難^ニに^シ値^スべ^シ。金^ノ光^ノ明^ノ経^ヲ云^フ修^ス善^ノ業^者日^々衰^減等^ト云^フ云^フ。惡^ノ国^ノ惡^シ時^ニこれ^ナり。具^ニは^シ立^ス正^ス安^ス国^ノ論^ニか^んが^へた^るが^ごと^し」

『開目抄』(『定本遺文』六〇一頁)

⑤ 「立^ス正^ス安^ス国^ノ論^ノ正^ノ本^ト、土^ノ木^ノ殿^ノに^シ候^ニ。か^きて給^ハ候^ハん。と^きと^のか^又」

『安国論送状』(『定本遺文』六四八頁)

⑥ 「但^シ歎^キ仁^ノ王^ノ経^ヲ云^フ聖^ノ人^ノ去^リ時^ニ七^ノ難^ニ必^ズ起^ル等^ト云^フ云^フ。七^ノ難^ハ

者所謂大旱魃大兵乱等是也。最勝王経ニケルカ云ニ由下愛ニ敬レ惡人ニ治中罰スルニ善人上故星宿及風雨皆不ニ以テ時行一等云云。愛敬惡人者誰人乎。上所レ拳諸人也。治罰善人者誰人乎。上所レ拳數數見擯出者也。星宿者此二十余年天變地天等是也。如ニ經文一者流ニ罪日蓮ヲ国土滅亡先兆也。其上御勸氣已前其由勸ハ出ス之一。所謂立正安國論是也。誰疑カ之ヲ以テ之レ為レ歎一。」

『波木井三郎殿御返事』（『定本遺文』七四七頁）

⑦「答云、此二の天災地天は外典三千余巻にも載られず。三墳・五典・史記等に記する処の大長星・大地震は或は一尺・二尺・一丈・二丈・五丈・六丈也。いまだ一天には見へず。地震も又如レ是。内典を以て勸之、仏御入滅已後はかゝる大瑞出来せず。月支には弗沙密多羅王の五天の仏法を亡し、十六大國の寺塔を焼払、僧尼の頭をはねし時もかゝる瑞はなし。漢土には会昌天子の寺院四千六百余所をとどめ、僧尼二十六万五百人を還俗せさせし時も出現せず。我朝には欽明の御宇に仏法渡りて守屋仏法に敵せしにも、清盛法師七大寺を焼失、山僧等園城寺を焼亡せしにも出現せざる大彗星也。当レ知ル、自レ是大事なる事

の一閣浮提の内に出現すべきなりと勸て、立正安國論を造て最明寺入道殿に奉る。彼状云、詮取此大瑞は他國より此國をほろぼすべき先兆也。禪宗念仏宗等が法華經を失故也。彼法師原が頸をきりて鎌倉ゆるの浜にすてずば國當に亡ぶべし。」

『法蓮鈔』（『定本遺文』九五四頁）

⑧「去文永五年後正月十八日、西戎大蒙古國より日本國ををそ（襲）うべきよし牒状をわたす。日蓮が去文応元年史論に勸たりし立正安國論すこしもたがわず符合しぬ。此書は白樂天が樂府にも越へ、仏の未來記にもをとらず。末代の不思議な事かこれにすぎん。賢王聖主の御世ならば、日本第一之權狀にもをこなわれ、現身に大師号もあるべし。」

『種種御振舞御書』（『定本遺文』九五九頁）

⑨「さて皆帰しかば、去年の十一月より勸たる開目抄と申文二卷造たり。頸切るゝならば日蓮が不思議とどめんとて勸たり。此文の心は、日蓮によりて日本國の有無はあるべし。譬へば宅に柱なければたもたず。人に魂なければ死人也。日蓮は日本の人の魂

也。平左衛門既に日本の柱をたをしぬ。只今世乱て、それともなくゆめ(夢)の如に妄語出来して、此御一門どしう(同士討)ちして、後には他国よりせめらるべし。例せば立正安国論に委しきが如し。かよう書付て、中務三郎左衛門尉が使にとらせぬ。」

『種種御振舞御書』(『定本遺文』九七五頁)

⑩「外典云、未萌をしるを聖人という。内典云、三世を知を聖人という。余に三度のかうみやう(高名)あり。一には去し文応元年建永七月十六日に立正安国論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向云、禅宗と念仏宗とを失給べしと申させ給へ。此事を御用なきならば、此一門より事をこりて他国にせめられさせ給べし。」

『撰時抄』(『定本遺文』一〇五三頁)

⑪「如し是仏法の邪正乱しかば王法も漸く尽ぬ。結局は此国他国にやぶられて亡国となるべきなり。此事日蓮独勤へ知れる故に、仏法のため王法のため、諸経の要文を集て一卷の書を造る。仍故最明寺入道殿に奉る。立正安国論と名けき。其書にくはしく申た

れども愚人は難し知。」

『本尊問答鈔』(『定本遺文』一五八二頁)

⑫「日蓮聖人觀見シヌル正嘉以来大仏星・大地動等ヲ勸一切経ヲ云當時日本国之為レ体執ヲ著權小ニ失没セ実経ヲ之故当レ起ス前代未有之二難ヲ。所謂自界叛逆難・他国侵逼難也。仍思テ治国之故ヲ兼日可レ被ル対ニ治彼大災難ヲ之由。去ル文応年中上ニ表ス一卷書ヲ安国論ト所ニ勘申ニ皆ニ以符合ス。既同ニ金口未来記ニ。宛如ニ声ト与レ響。」

『瀧泉寺申状』(『定本遺文』一六七八頁)

⑬「しかるに今日本国の四十五億八万九千六百五十九人の一切衆生、善導・恵心・永観・法然等の大天魔にたばらかされて、釈尊をなげすてて阿弥陀仏を本尊とす。あまりの物のくるわしさに、十五日を奪取阿弥陀仏の日となす。八日をまぎらかして薬師仏の日と「云云」。あまりにをや(親)をにくまんとて、八幡大菩薩をば阿弥陀仏の化身と「云云」。大菩薩をもてなすやうなれども、八幡の御かたきなり。知ずわさ(左)でもあるべきに、日蓮此二十八年が間、

今此三界の文を引て此迷をしめせば、信ずばさてこそ有べきに、い(射)つ、き(切)つ、ころしつ、ながしつ、をう(逐)ゆへに、八幡大菩薩宅をやりてこそ天へはのぼり給ぬらめ。日蓮がかんがへて候し立正安国論此なり。」

『智妙房御返事』(『定本遺文』一八二六頁)

以上十二遺文十三箇所の文を列挙した。そこで以下、これらの文を順番に確認していき、聖人がどのような観点から『立正安国論』の書名を挙げているか見ていきたい。

まず①の文では、聖人が正嘉元年の大地震を契機として、一切経にその原因を問い尋ね、念仏宗と禪宗などの謗法が国に広まったために、守護の善神が怒り起こしたことが災難の原因であると見出したことが述べられる。そして謗法を対治せねば、日本国が他国による侵略を受ける前兆となることを予見し、一通の勘文を述作し『立正安国論』と名づけて上奏したことが述べられる。

この記述から、『立正安国論』は聖人自らが題号を付し、聖人において「勘文」^⑤と位置付けて述作されたことが確認できる。

②の文では聖人が世間の状況を観察し、一切経に災難

興起の原因とその対策を尋ねた結果、災難興起の道理と文証を得られたことが述べられる。そしてやむなく一通の勘文を述作し、『立正安国論』と命名し上奏されたこと、それはひとえに国土の恩に報いようとする心情に他ならないことを語られている。

ここでは、聖人が『立正安国論』を国土の恩に報ずる、報恩の書と位置づけていることが拝察される。

③の文では、『立正安国論』の上奏に先立ち、聖人が北条時頼に対面したこと、その際に時頼に禪宗の誤りを指摘し、「又立正安国論^ヲ挙^ル之」とされていることから、時頼への進言の内容を『立正安国論』に論述されたことが確認できる。

④の文は『開目抄』において、行者値難を論じられる中での一節である。ここでは、守護の善神が国を捨て去ってしまったが故に、謗法の者に厳罰がないこと、そして正法の者に守護の効験がなく、かえって逆に大難に値うことが述べられ、これらの事柄はすでに『立正安国論』で論じたとされている。

この④の文では、善神捨国、神天上の法門を論じた書として、『立正安国論』の書名を挙げられていることが確認できる。

⑤の文は『立正安国論』の書写についての依頼が述べられている。すなわち、佐渡流罪中の聖人の手元に自筆の『立正安国論』が無かったこと、そして、『立正安国論』の正本が下総の富木常忍の手元に存在していたことが推察される。

⑥の文では、聖人は「聖人が国を去る時には、その国に七難が必ず起こる」という『仁王般若波羅蜜経』の文、「国王が悪人を尊敬し、善人を罰する愚行を行なうために、太陽・月や星に時ならぬ変化が起こったり、風雨も時を違えるようになる」という『金光明最勝王経』の文を引用し、「尊敬される悪人」として道隆・良観・聖一の名を挙げられる。

次いで「罰せられる善人」は勸持品の「数数見擯出」の者であることを明かし、これらの経文の通りであれば、法華経弘通に専心する自身を、流罪に処した行いこそが国土滅亡の兆しであると述べられる。そしてこれらの内容はすでに勘え、『立正安国論』として上奏したのであるから、誰も疑いを挟む余地は無いと述べられている。

ここでは、災難の原因である「聖人辞所」を論述した書として『立正安国論』の書名が挙げられていることが確認できる。

⑦の文は、「問云、抑正嘉の大地震・文永の大彗星を見て、自他の叛逆我朝に法華経を失故としらせ給ゆへ如何」という問いに対する答えの文で、聖人が正嘉の大地震や文永の大彗星を見て、自界叛逆難・他国侵逼難を予言した理由が述べられる。

まず聖人は、正嘉の大地震と文永の大彗星の二つの災難の出現は、外典三千余巻にも記載されず、またインド・中国・日本において過去に仏法が排撃された時も現れなかった異変であるとされ、これまでよりも大きな事変が現われると勘えて『立正安国論』を述作し上奏したと述べられている。そしてこれら災難の出現は、他国が日本国を侵略する前兆であること、それは禪宗念仏宗が法華経に背いているためであることを、『立正安国論』に論述したことを述べられる。

ここでは、正嘉と文永の災難を他国による侵略の先兆と受け止め、それを予言として『立正安国論』に記されたことが拝察される。

⑧の文では、文永五年閏正月十八日に蒙古国よりもたらされた国書が、『立正安国論』で予言した他国侵逼難と少しも相違せず符合するものであるとし、その予言の中をもって『立正安国論』は白楽天の楽府を超え、仏

の未来記にも劣らぬものであると述べられている。

この記述からは、次の二点が確認できる。まず一つは、国土に迫る危機を予見し、為政者へ警告を促したことを、唐の白楽天が樂府を作り諫言した志にも優れる行為と捉えられていること。二つには、自他二難の中をもつて、『立正安国論』を仏の未来記になぞらえていることである。

⑨の文ではまず、『開目抄』述作の動機が述べられる。次いで同書の中心が、日本国の存亡が聖人の考えを用いるか否かにあることを明かされる。そして平頼綱が、聖人の主張を用いず流罪に処したことは、日本の柱を倒す行いであり、今に北条一門による同志討ちや、他国からの侵略が起こるであろうことを予言警告し、これらの内容を『立正安国論』に詳しく論述した旨を述べられている。

⑩は『撰時抄』終盤の一節で、その前文において災難の由来が破仏法にあり、この凶瑞が法華経広宣流布の徴であることを経説を挙げて立証した後続く一文である。

この⑩の文では、まず「末萌」を知るといふ外典の「聖人」、そして三世を知るといふ仏教の「聖人」を挙げられる。そして自身にも三度の高名があることを明かし、

その第一番目として、文応元年七月十六日の『立正安国論』の上奏と時頼への進言を挙げ、自身の主張が用いられなければ、自界叛逆難・他国侵逼難の二難が起こることを予言、警告したことを述べられている。

ここでは、三度に亘る『立正安国論』の上奏と同書の予言が的中したことを「三度の高名」と称されており、『立正安国論』を予言的中の書と受け止められていることが拝察される。

⑪の文では、当世の日本国が仏法の正邪の判断が乱れた世であるため、王法も亡び、他国に侵略されてしまうと述べ、亡国の要因を知るのには聖人一人であるとし、仏法のため、王法のために、諸経から重要な経文を集めて『立正安国論』を述作したことが述べられる。そして亡国の理由については同書に詳細に論述したが、愚人には知り難いことを明かされている。

この記述からは、聖人が、仏法と王法を正しい道に導き、亡国を防ぐために、諸経から重要な経文を集めて『立正安国論』を述作されたことが知られる。

⑫の文ではまず、聖人が正嘉以来の大彗星や大地震を見て、その原因を一切経に勘えた結果、災難が日本国の謗法に起因することを見出し、自界叛逆・他国侵逼の二

難を予言されたことが説示される。そして日本国の安穩のために、日頃考えていた災難の対策を『立正安国論』として述作し上奏した経緯が記され、その『立正安国論』で勘えたことが、声が反響するように皆符合したとして、同書を積尊の未来記のようであると述べられている。

この⑫の文からは、『立正安国論』における二難の予言が、符合し的中したことを踏まえて、『立正安国論』を「金口の未来記」、すなわち積尊の未来記に等しいものとして位置づけられていることが拝察される。

⑬の文では八幡宮の炎上が、かつて『立正安国論』で指摘した正法違背による善神捨国の現象に該当することが述べられる。この⑬の文では、善神捨国、すなわち神天上の法門を論述した書として『立正安国論』の名が出されていることが確認できる。

以上、『立正安国論』の書名が挙げられる十二遺文十三箇所の内容を確認してきた。次にこれらの文を、聖人がどのような視点から『立正安国論』の書名を挙げられたのか、その引用の意図ごとに整理してみると、大きく分けて、一「述作の視点・経緯」・二「上奏の行為」・三「教義的内容」・四「予言」・五「書名」の五つに分類することができると思われる。

第一の「述作の視点・経緯」は、『立正安国論』述作の経緯や由来についての説示であり、ここでは①・②・⑪・⑫の文が挙げられる。これらの文からは、正嘉の大地震を述作の契機とし、世間の有様を一切経に問い尋ね、『立正安国論』を「勘文」の形式で述作されたこと、その題号は聖人自らが命名されたことが知られる。

第二の「上奏の行為」は、為政者へ『立正安国論』を上奏した行為についての説示であり、②・⑧・⑩の文が挙げられる。すなわち、②の文からは同書の述作と上奏が国土の恩に報ずるためであったことが拝察される。次に⑧の文では、亡国の危機を為政者に諫言するという『立正安国論』上奏の目的と姿勢をもって、同書を唐の白楽天の楽府を超える書として受けとめられていることが伺える。また⑩の文では、三度の国家諫曉と予言の的中をもって、高名とされていることが拝察される。

第三の「教義的内容」は、『立正安国論』で示された法門についての言及といえ、④・⑥・⑬の文が挙げられる。これらの文では、災難の原因としての神天上の法門(④・⑬)や、聖人辞所(⑥)を論述した書としてその書名が挙げられていることが理解できる。

第四の「予言」に関しての言及は、『立正安国論』を

予言の書として、あるいは予言的中の書としてその書名を表記するものである。

まず予言の書としての言及は、①・⑦・⑨・⑩の文が挙げられる。これらの文では、謗法の諸宗を対治し、法華経を用いなければ、日本国に他国侵逼・自界叛逆の二難が興起することを予言した書として、『立正安国論』の書名が挙げられることが確認できる。

一方、予言的中の書としての言及は、⑧・⑩・⑫の文が挙げられる。聖人は、文永五年正月の蒙古国書到来と文永九年二月の北条時輔の乱を、『立正安国論』における二難の中と受け止められ、その予言的中のを踏まえて『立正安国論』を「仏の未来記」(⑧)や「金口の未来記」(⑫)になぞらえていることが確認できる。

第五の「書名」は、一つの著作として『立正安国論』の書名を引用するものであり、ここでは『立正安国論』の書写依頼である⑤の文が挙げられる。

三、おわりに

本稿では、日蓮聖人が『立正安国論』をどのように位置づけられていたのか、という関心のもと、『立正安国論』の書名が表記される遺文を整理し、該当箇所を

検討してきた。

その結果、聖人は諸遺文に『立正安国論』の述作の由来やその意味を記され、その中で『立正安国論』を「勘文」や、「白樂天の樂府」、「仏の未来記」に位置づけられていることが確認できた。

そして、これらの記述が文永五年から弘安三年に及ぶことから、聖人がその生涯を通して、『立正安国論』を意図し続けられていたことがあらためて拝察されるのである。

なお本稿では直接『立正安国論』の書名をあげた十二遺文を考察の対象としたが、「勘文」と記して『安国論』をさす場合や、書名を掲げずに『安国論』について言及した遺文等については、別の機会に考察する。

註

(1) 『昭和定本日蓮聖人遺文』(平成十二年・改訂増補第三刷・身延山久遠寺発行)。以下『定本遺文』と略称する。

(2) 『定本遺文』四四三頁

(3) 『定本遺文』二二〇頁、脚注。

(4) 本稿において考察の対象とする日蓮聖人遺文は、原則として真蹟現存・真蹟曾存・断片現存・断簡現存を中心とし、

直弟子本現存遺文については必要に応じて用いた。

(5) 勘文とは『日本国語大辞典』第五卷(昭和四十八年九月一日・第一版第一刷・小学館発行)によれば、「諸事を考え、調べて、上申する文書。平安時代以降、明法道、陰陽道など諸道の学者や神祇官、外記などが、朝廷や幕府の諮問にこたえて、先例、日時、方角、吉凶などを調べて上申したもの。」(同書四四〇頁)とある。このことから、勘文とは朝廷や幕府の諮問を受けて、先例、日時、方角、吉凶などを調べて上申する公的な文書であることが理解される。

(6) 『定本遺文』九五四頁

(7) 「白楽天」は唐代の詩人で(七七二-八四六)、名を居易という。徳宗貞元一四年(七九八)に秘書省校書郎となる。元和年間に楽府を作り諫言を行い、江州司馬に左遷された。

(8) 未来記とは、一般的に「未来の出来事を予言、もしくは空想して書いた」(『日本国語大辞典』第十八卷 昭和五十年十一月一日・第一版第一刷・小学館発行) 書物を意味する。聖人においては、北川前肇先生の『日蓮教学研究』(昭和六十二年六月二十日・平楽寺書店発行)によれば、①聖徳太子の「未来記」、②仏の書かれた経典、一切経、③仏以外の人師等の論釈、④『周書異記』、⑤聖人の私的勘文である『立正安国論』、あるいは御自身の未来に対する見解、の五つの用例があるとされる(右同書九八頁)。このことから、仏の未来記とは、②の仏の書かれた経典、一切経であると理解できる。

(9) 未萌とは『日本国語大辞典』第十八卷(昭和五十年十一月一日・第一版第一刷・小学館発行)によれば、「まだ、きざさないこと。事がまだ起こらないこと。未発。びぼう」とある(同書六四三頁)。このことから、⑩の文における「未萌を知る」とは、物事が起こる前に事前に知ることと理解できる。